

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により免許を取り消したので、同法第9条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月14日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 免許の取消しをした年月日

令和5年3月6日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

鈴木 繁 木造建築士 静岡県知事登録第149号

3 免許の取消しの理由

建築士法施行細則第7条第3項の規定による申請があったため